平成２９年（フ）第１２２号
埼玉県川越市砂新田４丁目９番地13（たかしなハイツ102号室）、前住所埼玉県和光市下新倉１丁目10番12号
債務者　藤澤あゆみ
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６３号
静岡県伊東市玖須美元和田730番地の189　秋山荘12号、前住所静岡県伊東市岡1292番地の28　赤坂住宅１号棟101号
債務者　森田　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９３号
大阪府八尾市安中町３丁目２番39―107号
債務者　町田　清貴
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番２―404号、前住所大阪府羽曳野市東阪田360番地の15
債務者　丸山　伸二
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番２―404号、前住所大阪府羽曳野市東阪田360番地の15
債務者　丸山たき子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
堺市中区大野芝町44―26、住民票上の住所堺市中区大野芝町187番地11
債務者　上田　成男
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
堺市中区大野芝町44―26、住民票上の住所堺市中区大野芝町187番地11
債務者　上田美智子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
堺市中区大野芝町44―26、住民票上の住所堺市中区大野芝町187番地11
債務者　上田　清孝
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
堺市西区鳳西町２丁25番地１　エクセレント山陽308号
債務者　濱田佑可子（旧姓良知）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
堺市中区福田1137番地１　レオパレス輝206号
債務者　宮本　昭男
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
大阪府富田林市若松町１丁目24番11―406号
債務者　吉岡美由紀
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
堺市堺区緑ヶ丘南町４丁２番１―205号
債務者　松山紀代美
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５号
兵庫県篠山市市山３番地１　市営住宅５棟31号
債務者　入江真奈美（旧姓芦田）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第３５４号
和歌山市西浜1084番地１　西浜ヴィレッジ15号、前住所和歌山県海南市小野田373番地５カーム赤坂202号
債務者　橋本　明紀
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１８号
和歌山県有田市箕島739番地１　エル箕島Ⅲ101号
債務者　杉野建設こと　杉野　充紀
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅357番地
債務者　深野　美加（旧姓南田）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
和歌山市三葛380番地　リーゼンラート三葛１－Ｅ
債務者　井藤　　茂
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係